

平成 24 年度の雇用保険料率 前年度より引き下げました。

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの
雇用保険料率は、次のとおりです。

(平成 24 年度 雇用保険料率表)

事業の 種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率		
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

詳しくは岐阜ひまわり事務所にお問い合わせください。